

中販連

だより

2016
Vol.47臨時総会
特集号

中国地域指定生乳生産者団体 中国生乳販売農業協同組合連合会 機関誌

平成28年度基本方針

(平成28年4月12日、当連合会臨時総会)

平成27年度（以下「前年度」という）のわが国経済は為替相場及び金融政策の変動が上半期と下半期の経済成長率に明暗を分けることとなりました。

上半期は円安、原油安を追い風とする好調な輸出実績に牽引されて株式市場も活況を呈したものの、実体経済においては個人消費及び住宅投資等の内需の停滞及び中国経済の減速等により脆弱化の要因を孕んでいたことから、下半期に移行した第3四半期の経済成長率は2四半期振りにマイナス成長に転じ、加えて同四半期において米国が低金利政策を解除して以降、為替相場及び株式市場には円高－輸出鈍化－株価下落のサイクルに陥りやすい経済環境を招来しました。

現政権はアベノミクスの遂行に当たり岩盤規制の改革を政策課題として掲げ、その推進機関として内閣府に規制改革会議を設置しました。

規制改革会議においては農協組織が戦後体制の象徴として位置づけられ、解体的再編に相当する提言が国政に反映され、前年度は60年振りの農協法改正が行われ農協組織には自己改革が求められることとなりました。

その一方で、規制改革会議はバター不足が社会問題化し始めた2～3年前頃から指定団体制度に関心を示し、今日では制度の硬直性への言及が急激に高まりつつあります。

また、指定団体の組織及び機能の在り方を巡っては、規制改革会議の他にも前年度において自民党内の畜産酪農小委員会からも今後の生乳流通・取引体制等のあり方に係る提言が行われ、行政はその提言内容を踏まえ、生・処代表者による検討会を通じて円滑な乳価交渉のあり方をとりまとめるとともに、生乳流通の合理化に係る指導文書が発出されました。

このため、平成28年度は円滑な乳価交渉及び生乳共販事業の合理化等に対し実践的な取り組みによる成果の達成が求められています。

更に、わが国酪農が抱える最重要課題である生乳生産基盤の弱体化への対応については、初妊牛相場の空前の高騰及び交配におけるF1指向を背景とする搾乳牛資源の減少実態を踏まえ、搾乳牛の更新率に対応した乳用メス牛の確保を図るため雌雄判別精液の普及拡大を通じた計画的な資源対策が喫緊の課題となります。

このほか、平成28年度においてはTPPの大筋合意による先行き不安の緩和・払拭を図るための政策として、畜産クラスター事業を通じた生産基盤の拠点作り及び経営対策として平成29年度から施行される生クリーム用途を新規対象とする加工原料乳補給金制度の改正案が作成されることとなりました。

このような酪農情勢を踏まえ、当連合会は平成28年度において以下の事項を重点に事業展開に取り組むものとする。

【重点取組事項】

- ①農水省生産局長通知「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」に基づき当連合会が作成した指定団体業務推進計画における平成28年度分の着実な進捗を達成する。
- ②生乳取引のあり方等検討会（農水省生産局長の諮問機関）が平成27年10月16日付でとりまとめた「今後の生乳取引のあり方について」の内容を踏まえ、29年度乳価交渉について今年12月末までの決着に努める。
- ③第2次HOSTY生乳生産基盤復元計画（平成27～29年度）において設定した平成29年度における目標数量の27万トンの達成に向けた酪農生産基盤の整備に取り組む
- ④会員組織間の事業・機能の提携及び共同化等による生産コスト低減策を模索する

生乳受託販売委員会・理事会開催結果報告

—平成28年度乳価情勢及び経費・賦課金等を協議—

当連合会は、去る3月2日に岡山県農業共済会館（岡山市北区）4階会議室において平成27年度第3回生乳受託販売委員会（以下「販売委」）及び第10回理事会を開催し、当面する課題の①平成28年度乳価情勢への対応②平成28年度生乳受託販売に係る経費・賦課金体系③指定団体業務推進計画等を協議しましたので、以下、その結果を報告致します。

〔I〕はじめに

本紙前号（Vol.46号）にて既報の通り、指定団体は同制度の施行後半世紀を目前に控えた平成27年度において、自民党（農林部会内の畜産・酪農小委員会）からの提言及びそれを反映した農水省指導通知等の政策展開を背景に組織及び機能の両面に亘り自己改革に取り組むこととなりました。

改革は酪農家の所得向上を基本とするもので、政策内容を大別すれば

(1)生乳取引のあり方・・・

農水省生産局長の諮問機関として設置された生乳取引のあり方等検討会報告（平成27年10月16日）

- ①交渉期限の設定（当年度12月末までに次年度乳価の決着）
- ②円滑な乳価交渉の展開（公的統計データ等の客観的な資料提供）
- ③交渉経過・結果の生産者への周知
- ④生乳取引における入札制度の導入、等

(2)生乳流通体制の合理化・・・

農水省生産局長通知（平成27年10月16日）生産者戸数、生乳生産量の減少を踏まえた酪農基盤強化及び生乳流通体制（組織・機能・経費等）の合理化推進。

【指定団体に対して】

- ①県域組織の1県1団体化

- ②一元集荷多元販売機能の発揮による生乳共同販売体制の設置推進

- ③生乳受託販売事業に係る情報公開の推進等に関し平成28年度から5カ年間の取り組み方針を「業務推進計画」として28年3月末までに策定し中央酪農会議を經由して農水省に報告。

中央酪農会議は平成32年度以降の指定団体のあり方に係る再編計画を策定し、農水省に報告

3月2日の販売委においては、上記(1)、(2)の政策等の趣旨を踏まえた乳価問題及び当連合会の業務推進計画について協議・とりまとめを行いました。

〔II〕規制改革会議の提言への対応

上記の自民党・農水省ルートとは、別途、内閣府に設置された規制改革会議農業ワーキンググループ（WG）においては、去る3月31日、昨年9月から検討課題としていた生乳流通に係る制度等について提言を含めた意見の取りまとめが行われました。

提言では、生乳販売に関する酪農家の自由度の確保を基本に、アウトサイダーを含む全ての生産者が加工原料乳生産者補給金を享受すべきとの観点から、補給金の交付する団体を指定している現行の指定団体制度の廃止に言及、更にWGのこの提言は4月8日の同会議にて了承されました。

平成28年度への移行と伴に突発したWGの提言は酪農政策の根幹に関わる重大事であることから、指定団体はもとより酪農関係団体は組織を上げて政府・国会に対し制度及び機能の維持実現への要請活動に着手しました。

要請活動の途上において、先に指定団体のあり方を提言した自民党は去る4月14日に農林水産戦略調査会、農林部会及び畜産・酪農小委員

会の連名で、同会議の運営手法や検討状況が不十分な中で下した指定団体制度廃止の結論は受け入れられず、本件については自民党の議論を踏まえた再調整を求める決議が行われ農水大臣宛に手渡されました。

同会議は岩盤規制の改革を掲げアベノミクス下で戦後60年振りとなった農協法の改正においては、同会議での答申の後、閣議決定を経て国会に法案が提出された手順をみると「答申」が極めて重大な位置づけにあります。

今後のスケジュールでは5月末を目途とする答申の取りまとめ、6月内の閣議決定が予定されていることから提言撤廃の実現に向けては短期集中型の実効ある運動が求められています。

当連合では、中央酪農会議を窓口とした農水大臣への要請及び会員各県の酪農政治連名等への協力要請を求め地元選出国會議員や県議會議員に対し制度及び機能維持の要請活動に取り組んでいます。

酪農家各位及び関係機関の皆様におかれましても、近く、活動へのご協力をお願いすることとなります。その節は、事情ご理解の程お願い申し上げます。

〔Ⅲ〕 販売委・理事会開催結果

(1)平成28年度乳価情勢への対応

ア) 前回開催の第2回販売委（平成27年12月11日）においては平成27年度乳価交渉への対応について協議しました。その報告については本紙前号でご紹介した通り据え置きとしました。席上、上記〔Ⅰ〕の生乳取引のあり方におけるとりまとめに照らせば平成28年度乳価交渉は昨年末（27年12月）までの決着が理想とされましたが、2年度分（27、28年度）の一括交渉は回避し28年度分は年明けの酪農情勢を踏まえて改めて交渉する位置付けとしました。

なお、乳業者からは平成28年度乳価は前年度据え置き提示を受けていました。

イ) 前回の販売委から今回までの間における

酪農情勢の動向について公的データを中心に分析してみると、経済情勢として、平成27年12月以降の円高進行及び原油価格の低下が象徴的な現象となります。酪農経営環境としては、

①生産費の上昇要因

初妊牛価格及び乳牛償却費の上昇

②生産費の低下及び所得増加要因

◎配合飼料価格 平成27年度第4四半期の引下げ及び当面する28年度第1四半期に向けても引下げ情勢にある。

◎輸入粗飼料 世界的な供給過剰（中国、UAEの需要低迷）、海上運賃の低下に加え円高が追い風となり低下方向にある。

◎副産物（個体）価格 F1、ヌレ子、肥育用メス牛等の価格は上昇基調

③生乳生産費の試算

国公表の生乳生産費調査の最新版となる平成26年度結果をベースに、中央酪農会議において27年度移行後の上記の公的データを適用して試算した生産費の動向は月を追う毎に低下軌道で推移している。

* 試算値（都府県平均：2月試算は27年4～12月のデータ使用）

平成27年4月試算 101.1円/kg

平成28年2月試算 96.4円/kg

このような情勢を踏まえて協議に入りました。

ウ) 主要な意見としては、

◎醗酵乳比率を見直し飲用等向け用途的確な乳価値上げを目指すべきである。

◎搾乳牛償却費において初妊牛価格の評価が低すぎる。公的データと実態にズレは生じている。

◎現下の酪農経営は副産物価格が貢献して維持されている。相場で動く個体価格は不安定であり、基本は搾乳部門で採算の採れる乳価であるべき。

エ) 以上の協議経過（概要）を経て次のとり

まとめとなりました。

- ①平成28年度飲用等向け乳価は前年度価格の据え置きを基本とするが、決着に当たっては期中における円安、世界的な穀物及び粗飼料並びに原油の相場高騰等による生産費への急激な変動が生じた場合には、速やかな乳価交渉への着手について乳業者の確約を得るものとする。
- ②西南暖地における夏季の生乳需給逼迫の改善及び乳用牛個体事故の減少、並びに自給飼料の増産誘引等に資するため、乳成分取引基準の引き下げ見直しに係る意見集約を図り、中央への発信を通じ全国的な検討促進を期する。
- ③今後の乳価交渉の指標となる生乳取引等検討会のとりまとめ内容を踏まえ、乳業者との共通認識の形成に努め、現行取引体系における課題改善を期する。

オ) 平成28年度乳価交渉の決着

上記とりまとめを踏まえて当連合会は3月末までに取引先乳業者との平成28年度飲用等向け（飲用牛乳、学乳、醃酵乳等向け）乳価は前年度据え置き、その他の用途である加工（乳製品）向け、生クリーム向け及びチーズ向けについては国内処理の太宗を占める北海道における決定状況を踏まえて当連合会も据え置きにて決着としました。

このことにより平成28年度は期首である4月度乳代から確定乳価による支払いとなります。

(2) 指定団体業務推進計画について

上記【I】の(2)で紹介した農水省生産局長通知において策定が求められた当連合会の平成28～32年度の5年間に亘る組織の再編及び生乳共販（受託販売）に係る経費合理化への取り組み方針等を内容とする業務推進計画が承認されたことから、同計画は中央酪農会議経由で農水省に報告されます。

なお、業務推進計画は指定団体に加え会員段階にもほぼ内容を同じくする地域の業務推進計

画の策定が求められました。

このため、当連合会の計画は地域の業務推進計画及び当連合会会員の実務責任者会員で構成するHOSTY21酪農組織構想検討委員会における協議内容を踏まえて策定しました。承認された計画の概要は次の通りです。

- ①生産者組織のあり方としては1県1団体化を目指す組織再編への取り組みが提唱されているが、当連合会の場合は広域指定団体内で組織再編が最も進行したブロックに位置付けられます。本件に関しては、会員間（県域）を超えた事業の連携を当面課題とし、将来的には現行の連合会組織下における会員の支所化や広域農協化、更には広域指定団体同士の再編等を視野に置き検討を加えることとしました。
- ②生乳共販体制の設置による集送乳や手数料等の生乳共販経費の合理化目標の設定について当連合会は既に平成22年度からの5会員完全共販体制への移行段階において共通経費を設定しています。

5年後の経費見通しについては今後の生乳生産基盤の動向に不透明感があることから合理化目標の設定に苦慮したところですが、会員段階における生産見通し(増産の見通し)及び当連合会における生乳共販経費の費目別推計を加味して設定しました。

その結果、平成26年度の生乳共販経費の実績（5.656円/kg）に対し32年度は乳業者からは遠隔地の生産増が見込まれることからCS及び送乳経費の自然増が想定されますが、輸送手段の大型化や集送乳路線の再編合理化等により、前記の26年度実績対比で0.04円/強、また32年度の経費の自然増見込数値に対しては0.08円/強の合理化創出を目指します。

- ③情報開示の促進については、現状をベースに受託数量及び用途別販売数量、プール乳価、生乳共販経費、乳価交渉顛末等について受託販売委、機関紙及び乳代精算書等を通じた開示を行います。
- ④その他の受託販売業務において、個人別出荷

乳量集計、乳質ペナルティー、乳成分格差テーブル等の演算システムについては、戸数の減少に伴う会員段階の業務効率を勘案して管内500戸（現状：690戸）に減少するまでの間に当連合会における一元的なシステムの開発・整備を目指すこととします。

*乳質ペナルティー及び乳成分格差テーブルについては、該当項目に対し農家戸数ベースで通年目標達成率を設定：体細胞80%超（30万／mℓ未滿）、細菌数95%超（10万／mℓ未滿）、乳成分95%超（F3.5%以上、SNF8.4%以上）。現状は会員段階で独自の運営。今後は到達状況を踏まえて当連合会と

してのペナルティー及びテーブル体系を設定することとしています。

⑤原案承認となった本件ですが、販売委においては「更なる広域化の提唱に対し、組織の大型化によりマイナス面も生ずる。特色ある運営を行う組織まで解体させるべきでない。」との意見も出されました。

(3)その他の協議事項

上記の他、①平成28年度生乳計画生産対策②平成28年度生乳受託販売事業に係る負担経費等③平成28年度生産基盤維持拡大対策について等の協議事項につきましては本紙別掲の通りです。

平成28年度計画生産対策に係る運営方針

平成28年度生乳計画生産対策は、前年度実績を下回らない設定をとした中期型3ヵ年対策の2年目であり、前年度同様その構図は、「販売基準数量」+「特別調整乳数量」+「選択的拡大数量」の3階建ての枠組みとなります。

当連合会は、平成28年度生乳計画生産対策の運営方針等に基づき、中央配分の供給目標数量（「販売基準数量」）にチーズ向け取引予定数量の400tを加えた280,085t、伸び率100.5%（閏年修正100.8%）を計画生産目標数量とします。計画生産目標数量の会員別配分については、前年度受託実績構成比率を適用して5会員の一体的な運営を実施します。

会員間における期中の生産枠の調整については9月末と12月中旬に進捗状況を踏まえて会員間の流動化を実施します。

また、超過・未達に係るペナルティー等は中央取り決めに準ずることになりました。

平成28年度会員別計画生産数量の設定（4/12臨時総会提示）

（単位：t）

県会員別 配分予定 数量	供給目標数量①			選択的拡大②	計画生産 目標数量 ③=①+②
	販売基準数量	新規就農枠	特別調整乳数量	チーズ向	
鳥 取	55,909	0	0	80	55,989
島 根	64,854	0	0	93	64,947
岡 山	93,588	0	0	134	93,722
広 島	48,693	0	0	69	48,762
山 口	16,641	0	0	24	16,665
合 計	279,685	0	0	400	280,085

（備考）①各会員とも計画生産目標数量③は前年度受託数量実績見込み比100.5%

②表中の数量は概数の位置付けであり、確定数量は前年度実績が判明した段階で決定する。

平成28年度生乳受託販売事業に係る負担経費等

3月2日に開催した第3回生乳受託販売委員会において承認された平成28年度の生乳受託販売事業実施に伴う乳代精算時の控除経費について4月12日の臨時総会に上程し、承認されましたのでご案内します。併せて中央団体への拠出金等についてもご案内します。

1. 中国生乳販連の組織運営に係る経費（前年度同単価）

- (1)中国生乳販連の組織運営（A）……………販売手数料
- (2)5県共販に係る業務運営（B）……………販売経費（集乳経費、送乳経費、CS経費生乳検査経費）及び全国連再委託手数料

項目名		単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
A	中販連販売手数料	0.260	全生乳	組織運営に係る経費。平成21年10月1日改正(0.1円引上)
5 県 販 売 経 費	集乳経費	2.913	全生乳	会員との業務委託により輸送業者に支払い
	送乳経費	1.614	全生乳	中販連が輸送業者に支払い
	CS経費	0.640	全生乳	中販連指定のCSを所有する会員等に支払い
	生乳検査経費	0.140	全生乳	岡山県畜産協会(検査委託先)に支払い
	全国連手数料	実費精算	全生乳	中販連が再委託した生乳代金の0.3% ：平成27年度12月末実績÷0.09円/kg
	B 小計	≒5.397	全生乳	想定経費*：5.307+0.09≒5.397円 ※平成27年度12月末実績の全国連手数料を適用して試算

参考：全生乳換算（試算値）≒5.657円/kg……………①

(注) 消費税の取り扱い：A及びBは外税。

2. 生産基盤維持対策、計画生産対策及び季節別乳価対策の運営（前年度同単価）、及び酪農理解醸成活動（前年度同単価）等の中国生乳販連で取り組む事業に係る経費

- (1)生産基盤活性化対策資金の運営（C）……………①生産基盤維持・拡大への対応
……………②災害時の見舞金制度
……………③計画生産運用用途上における需給変動への対応
- (2)酪農理解醸成活動事業への取組（D）
- (3)平成28年度季節別乳価対策の運営（E）……………不需要期の拠出金及び需要期の奨励金による需要期生産比率の向上に取り組む経費

項目名		単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
	生産基盤活性化対策事業	(0.120)	全生乳	計画生産運用用途上における需給変動への対応及び生産基盤維持・拡大と生乳需要促進対策への対応
	自然災害時乳代見舞金制度	(0.050)	全生乳	自然災害による生乳廃棄に対する見舞金制度
C	生産基盤活性化対策資金	0.170	全生乳	平成23年9月28日上記2事業への分離を制定
D	酪農理解醸成活動事業	0.050	飲用等向け*	乳価交渉及び牛乳需要喚起等に係る経費 平成26年度より新規(≒全生乳換算0.047円/kg)
E 季節別 乳価対策	不需要期	2.000	全生乳	需要期における生乳生産比率の向上に取り組む対策 不需要期乳量×2円の拠出金、需要期乳量×2円の奨励金 〔不需要期：4～5月、12～3月、需要期：6～11月〕
	需要期	-2.000	全生乳	

参考：全生乳換算（試算値）≒0.217円/kg……………②

(注) 消費税の取り扱い：C及びEは不課税。Dは内税。
中販連預り金（C、D）については、年度終了後に未使用金を返還する。

3. 全国組織関連事業項目に係る経費（拠出金）

全国の酪農組織が連帯して取り組む事業（F～K）

……………中央酪農会議及び日本酪農乳業協会（Jミルク）への拠出金

(1)中央酪農会議拠出分（前年度同単価）

項目名	単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
F 需給調整機能強化 全国支援事業	0.010	全生乳	生乳供給情報システムサーバー維持・保守等
G 牛乳消費促進対策事業	0.100	飲用等向け*	「MILK・JAPAN」事業。≒全生乳換算0.094円/kg
H 酪農理解促進広報事業	0.040	全生乳	酪農教育ファーム関連活動及び消費者交流等、及び ミルククラブ等を通じた情報発信
I BSE対策等互助基金	0.010	全生乳	BSE発生農家への経営継続支援及びポジティブリスト 管理物質定期的検査における被害農家の損害補填等

参考：全生乳換算（試算値）≒0.154円/kg……………③

(注) 消費税の取り扱い：F及びIは不課税。G及びHは内税。

(2)Jミルク拠出分（前年度同単価）

項目名	単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
J 飲用等向け	0.050	飲用等向け*	≒全生乳換算0.047円/kg
K 乳製品向け	0.020	乳製品向け*	≒全生乳換算0.001円/kg

参考：全生乳換算（試算値）≒0.048円/kg……………④ Jミルクの実施する普及及び流通関連事業（生処同額拠出）

(注) 消費税の取り扱い：J及びKは内税。

4. 酪農政策施行に係る積立金の拠出金（前年度同単価で仮置）

項目名	単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
L 加工原料乳生産者 経営安定対策	0.250	加工向け	加工原料乳価格の低落時における補填 生産者：国＝1：3の割合で生産者基金を造成

参考：全生乳換算（試算値）≒0.006円/kg……………⑤

(注) 消費税の取り扱い：Lは不課税 ◎本事業に係る積立金は毎月内示、拠出は四半期単位。

5. 控除・拠出金合計

控除実行の対象項目・単価及び対象用途等：A、B、C、D、F、G、H、I、J、K、L

<参考> 全生乳換算合計（試算値） ①+②+③+④+⑤≒6.082円/kg

※対象用途の説明 …………… 《飲用等向け》：飲用牛乳（含・学乳）+ 酪酪乳等

《乳製品向け》：加工+チーズ+生クリーム等

平成28年度生産基盤維持拡大対策

- ①平成27年度に策定した第2次HOSTY生産基盤復元3ヵ年計画の最終年度となる平成29年度は受託数量27万トンの維持を目標としています。初年度の平成27年度実績は上期における一部孫会員のアウトサイダー化の問題などがありながらもメガファームの規模拡大した増産量が貢献し、前年並みの27.7万トンの受託乳量を維持しました。
- ②2年目にあたる平成28年度は、規模拡大農場の一巡と乳用メス牛出生頭数の減少及び初妊牛相場の高騰による導入牛の停滞に加え、高齢化による一定割合の廃業があることから受託見通しには前年割れが見通されます。
- ③このため27万トン維持の目標達成対策として平成28年度においても引き続き後継牛確保対策を優先とする雌雄判別精液の普及拡大奨励措置等、会員の実情に応じた生産基盤対策を支援し生産基盤の復元を期することとします。
- ④支援に係る平成28年度の事業原資としては、生乳受託販売委員会における承認に基づき、生乳共販事業における合理化メリットから10,000千円及び生乳生産基盤活性化対策資金から20,000千円の合計30,000千円（上半期20,000千円、下半期10,000千円）を充当させるものとします。

中販連生乳受託販売実績報告

発行 ● 中国生乳販売農業協同組合連合会
 編集・発行人 ● 桑木道彦
 〒710-0984 岡山県岡山市北区桑田町一番二〇号 岡山県農業共済会館四階

TEL 〇八六―三六―三三七一
 FAX 〇八六―三六―三三七一
 URL <http://www.dairy.co.jp/chugoku/>

【i】平成27年度生乳受託実績の推移 ※広島県の公共機関の数量は含みません。(単位：t、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年比
鳥取	4,835	4,965	4,674	4,620	4,490	4,351	4,526	4,459	4,686	4,757	4,487	4,856	55,706	99.8
島根	5,408	5,553	5,370	5,421	5,330	5,244	5,325	5,174	5,436	5,507	5,217	5,735	64,720	105.2
岡山	8,212	8,462	7,928	7,853	7,506	7,397	7,576	7,358	7,658	7,839	7,483	8,259	93,531	100.5
広島	4,167	4,341	4,072	4,183	4,013	3,906	4,013	3,858	4,029	4,037	3,785	4,163	48,567	97.6
山口	1,000	1,021	970	987	920	882	1,339	1,289	1,318	1,345	1,276	1,400	13,747	82.8
計	23,622	24,342	23,014	23,064	22,259	21,780	22,779	22,138	23,127	23,485	22,248	24,413	276,271	99.8

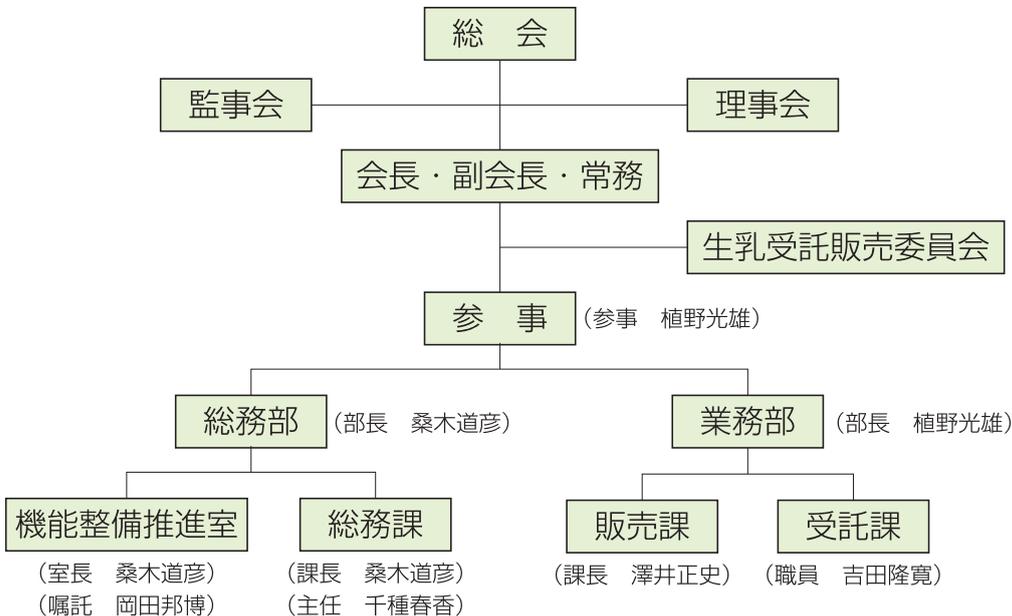
【ii】生乳用途別販売実績の推移 ※公共機関の数量を含んでいます。(単位：t、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年比
飲用向	15,021	15,395	14,249	15,211	15,581	13,962	14,432	13,982	14,601	14,993	13,774	15,551	176,752	99.9
学乳向	1,670	1,920	2,527	1,358	88	2,086	2,364	2,165	1,872	1,816	2,325	1,650	21,841	96.3
醗酵乳向	4,978	5,124	5,160	5,412	5,373	4,697	4,889	4,816	4,685	4,796	4,473	5,133	59,536	102.3
生クリーム向	838	849	733	781	857	721	794	752	1,000	840	821	951	9,937	95.5
チーズ向	33	35	34	35	34	35	36	33	34	28	30	34	401	100.8
加工向	1,139	1,077	363	313	370	323	314	440	988	1,068	882	1,160	8,437	96.5
計	23,679	24,400	23,066	23,110	22,303	21,824	22,829	22,188	23,180	23,541	22,305	24,479	276,904	99.8

【iii】生乳出荷者戸数の推移 (単位：戸)

	18年3月	19年3月	20年3月	21年3月	22年3月	23年3月	24年3月	25年3月	26年3月	27年3月	28年3月	減少戸数
鳥取	230	221	215	202	187	173	168	159	146	139	138	△1
島根	201	192	171	164	158	152	145	135	126	112	109	△3
岡山	465	439	403	380	361	341	330	317	295	275	256	△19
広島	224	211	199	186	179	173	164	158	148	138	136	△2
山口	97	93	85	83	78	69	66	62	59	57	55	△2
計	1,217	1,156	1,073	1,015	963	908	873	831	774	721	694	△27

中国生乳販連平成28年度機構図 (平成28年4月1日付け人事異動)



※平成21年12月1日以降空席の参事職を復活しました。

※出向総務部付 課長待遇 宇谷 修 (岡山県畜産協会、生乳検査センター) ※被出向 桑木道彦 (おかやま酪農協からの出向)